

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月9日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第3号

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則（平成14年佐賀県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	団体の名称	区分	団体の名称
略		略	
条例第2条第1項第3号に掲げる団体	公立学校共済組合佐賀支部 佐賀県住宅供給公社 佐賀県信用漁業協同組合連合会 佐賀県道路公社 佐賀県土地開発公社 社会福祉法人恩賜財団済生会唐津病院 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 日本赤十字社唐津赤十字病院 放送大学学園 学校法人大隈記念早稲田佐賀学園	条例第2条第1項第3号に掲げる団体	公立学校共済組合佐賀支部 佐賀県信用漁業協同組合連合会 佐賀県道路公社 佐賀県土地開発公社 社会福祉法人恩賜財団済生会唐津病院 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 日本赤十字社唐津赤十字病院 放送大学学園 学校法人大隈記念早稲田佐賀学園
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。